福山市が指定する中間検査を引き続き実施します

――― 対象となる建築物に変更はありません ―――

福山市では、建築基準法第７条の３第１項第２号により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。

現在の指定（令和２年福山市告示第３７２号）は、中間検査を行う期間を２０２６年（令和８年）１２月３１日までとしていますが、このたびこの告示を変更し、**２０２９年（令和１１年）１２月３１日まで中間検査を継続**することとしました。また、適用の除外の対象に建築基準法第１８条第４項の規定により通知する建築物を追加しました。

（令和８年福山市告示第４１６号　２０２７年（令和９年）１月１日施行）

中間検査を行う建築物

○**棟ごとに新築する戸数が１の住宅**（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の２分の１未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が５０㎡を超えるものを除く。）

○**棟ごとに新築する階数が３以上の共同住宅**（建築基準法第７条の３第１項第１号に規定する工程を含むものを除く。）**又は長屋**

その他

○**「中間検査を行う期間」及び「適用の除外」以外の指定内容に変更はありません。**

○建築基準法第１８条第２項若しくは同条第４項の規定により通知する建築物又は同条第８５条の規定の適用を受ける建築物は除外されます。

○中間検査の指定に関する具体的な内容は、福山市のホームページをご覧ください。

URL：https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/2003.html

お問合せ先

福山市建設局建築部建築指導課

電話番号　（０８４）９２８－１１０４

メールアドレス　kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp